公　表　第　１　号

　地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表します。

令和６年１月３１日

久留米市監査委員　　山　口　文　刀
久留米市監査委員　　樋　口　明　男
久留米市監査委員　　佐　藤　晶　二
久留米市監査委員　　石　井　俊　一

監　査　結　果　報　告　（1）

第1　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第２項に規定に基づく監査

第2　監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日　　程	指摘事項件数	意見件数
農政部	総務、農政課、農業の魅力促進課、生産流通課、農村森林整備課、中央卸売市場（田主丸流通センター含む。）	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年10月2日 ～令和6年1月31日	4	1
商工観光労働部	総務、商工政策課、新産業創出支援課、企業誘致推進課、観光・国際課、労政課、競輪事業課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年10月2日 ～令和6年1月31日	2	2
都市建設部	総務、都市計画課、交通政策課、国県事業調整課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、市営住宅課、公園緑化推進課、路政課、道路整備課、公園土木管理事務所、河川課、用地課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年9月25日 ～令和6年1月31日	5	2
上下水道部	総務、経理課、営業管理課、給排水設備課、上水道整備課、浄水管理センター、下水道整備課、下水道施設課、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三潴事務所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年10月2日 ～令和6年1月31日	2	2

第3　監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和５年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手続及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4　監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。
監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。
監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【農政部】

指摘事項

《財務監査》

〔公用車管理事務〕

公用車管理において、道路交通法で義務付けられた、運転者の運転後の酒気帯びの有無を目視等で確認したことの記録が行われていないものがある。

〔契約事務〕

（1）契約書において、特段の事由もなく、契約の解除要件を限定しており、市にとって不利な内容となっているものがある。

（2）契約書において、契約解除の際の違約金徴収に関する規定が不十分なものがある。

（3）契約書において、委託期間内に委託業務を履行しなかった場合について、遅延損害金の支払いに関する規定が設けられていないものがある。

意　　見

《事務監査》

卸売市場は、消費動向の変化や市場経由率の低下から取扱量の減少傾向が続いており、今後も使用料収入等が減少していくことが懸念される。取扱量の減少は、市内の生産者等が中央卸売市場及び田主丸流通センター以外に出荷する量の増加が一因とのことである。
こうした厳しい状況を踏まえ、市場内関係者で策定した「第３期市場活性化推進計画」を積極的に推進し、早急に具体的な事業に取り組み取扱量の増加につなげることが必要である。
特に、中央卸売市場は農業都市久留米の産地市場としての特長を生かし、魅力ある市場に改善を図ることを期待する。
また、施設の大規模改修には多大な経費を要することから、市場の歳入の推計を行い長期の財政計画を策定した上で、施設の長寿命化を含めた将来の在り方について検討されたい。

【商工観光労働部】

指摘事項

《財務監査》

〔タクシーチケット管理事務〕

タクシー乗車券を職員以外の者に交付する際に必要な、「乗車する者の氏名の記入」がなされていないものが多数ある。

〔郵便切手等管理事務〕

他の競輪施行者から提供を受けたＰＲ用クオカードについて、クオカード管理簿（使用簿）の在庫記載枚数と、実在庫数に差異がある。

意　　見

《事務監査》

（１）前年度、監査意見として、「さまざまな事業を実施しているものの、『中心市街地』に賑わいが生まれているようには見受けられない。賑わいがある地域は変遷し、物販についてはEコマースへの移行傾向が続いている。それらを前提とした、市全体の商業振興・活性化策を再構築していく必要があるのではないか。」との趣旨を公表した。

回答は、「『中心市街地』は本市経済の中心で全体活性化に重要なので、今後も、地域経済への波及効果が大きいイベントの支援や開催、民間が主体となった取組みへの継続的な支援など、社会情勢の変化に応じた支援のあり方を検討していきたい。」との趣旨であった。

令和５年度は、市が賑わい創出のためのイベントを実施又は助成する「まちなか賑わい創造事業」などの様々な事業を実施している。イベント開催の効果としては、飲食店の売り上げ増は見られるものの、小売店の売り上げ増は確認できないとのことである。賑わいだけが目的ではないことから、商店街とより一層の連携を図り地域経済の活性化につながる事業となるよう取り組むことが必要ではないか。

また、当地域の「西鉄久留米駅前通り」のマンション用地としての需要が堅調で、福岡市への通勤圏として利便性が高いエリアでもあることから、令和４年度の税務署別の最高路線価で全国トップの伸び率となっている。今後は、商住混在地域としての発展も期待できることから、まちづくりの観点からの施策についても検討されたい。

（２）市が出資し、補助金を交付している、「公益財団法人久留米地域地場産業振興センター」（以下「センター」という。）は、構成自治体の地場産品販売の場の創設など、地場産業の振興・育成等を目的に昭和５８年に設立され、現在までに４０年が経過し、施設の老朽化が進行している。その間、構成自治体の地場産品を販売する道の駅等の整備やEコマースの進展で、地場産品の販売チャネルが多様化するなど、とりまく環境が大きく変化している。

現状を踏まえて、事業の見直しや収益性が高い施設への集約を図るなど、方向性を定めた上で、多大な経費を要する、施設の大規模改修について判断するなど、社会経済情勢の変化に対応したセンターの将来像について、出資者・補助金交付者として検討されたい。

【都市建設部】

指摘事項

《事務監査》

〔文書管理事務〕

所管する規程において、令和3年度の監査で指摘をしたにもかかわらず、改正すべき組織名や条文の用語の修正等について、措置されていないものがある。

《財務監査》

〔給油チケット管理事務〕

給油チケット（注油券）の使用者名の記入がないもの、使用者と交付者が同一人物になっているものがある。

〔契約事務〕

業務委託契約書において、不可抗力により業務の出来形部分等に損害が生じた場合の市の負担について、十分な検討がなされないまま、民法の規定に比べて不利な内容としているものがある。

〔補助金等交付事務〕

補助金事務において、申請者が暴力団員等でない確認がなされていないものがある。

〔物品管理事務〕

備品台帳と現物が一致していないものがある。

意　　見

《事務監査》

（１）前年度、監査意見として、「AIオンデマンド交通システムを活用した、厳しい財政状況下でも持続可能な生活支援交通システムの再構築に向け、公共交通事業者等と連携して取り組まれることを望む。」との趣旨を公表した。

回答は、「AI活用デマンド交通システムの導入も選択肢として、新たな生活支援交通制度を構築していきたい。」との趣旨であったが、具体的な取組が見えない。

今後、さらなる高齢化が進行し、買い物や通院に自家用車を使用できない市民の数が増加することが見込まれる。加えて、市の施策として、運転に不安がある高齢者に免許返納を促していることを考えると、現在の生活支援交通実施地域に限定しない、AIオンデマンド生活支援交通システムの導入など、免許返納後も日常生活に困らない環境の整備は喫緊の課題である。早急に取り組まれたい。

（２）「建築基準法第１２条に基づく定期報告」について、その令和４年度対象建築物の報告率は、建築物68.1％、建築設備62.7％、防火設備57.0％にとどまっている。

この制度は、建築物・設備の損傷や腐食などの劣化状況の点検を実施し、その結果を本市等に定期的に報告することを、不特定多数が利用する共同住宅・飲食店・百貨店・マーケット・病院等の建物所有者に義務付けているものである。

目的は、火災・地震発生時の避難上の安全確保及び、建築物老朽化を原因とする外壁落下等の被害から市民を守ることである。定期報告がされていない建築物・設備については、損傷や腐食などの劣化状況の点検・整備が実施されておらず、想定される被害から市民を守ることができない可能性があるということである。その割合が、建築物で31.9％、建築設備で37.3％、防火設備で43％に及ぶ現状は、看過できるものではない。

制度の趣旨の周知を徹底するとともに報告率を高める施策・市民の安全を確保する施策について、早急に実施されたい。

【上下水道部】

指摘事項

《財務監査》

〔時間外勤務手当支給事務〕

時間外勤務手当について、業務の対象とはならないものに対して支給しているものがある。

〔公用車管理事務〕

公用車管理において、道路交通法で義務付けられた、運転者の運転前後の酒気帯びの有無を目視等で確認したことの記録が行われていないものがある。

意　　見

《事務監査》

（１）令和４年度の監査意見として、田主丸地域での水道水使用率の向上に取り組んで、現在行っている大量の「捨て水」を減少させることを求めたが、４年度の「捨て水」は52.6万㎥と、２年度の45.9万㎥、３年度の48万㎥からさらに増加している。経費をかけてエネルギーや資源を利用して浄水した上で供給する水量約75万㎥の約７割を「捨てている」計算になる。

水の滞留による塩素分低下を防ぐために行う『捨て水』は水質維持のために必要なものではあるが、供給水量の約７割を占めるほど多大になっている原因は、同地域の給水整備済み区域内の水道水使用率が29.9％（４年度末）と非常に低いことである。技術的に『捨て水』を減少させる方策の研究を委託により行っているとのことであるが、本質的な解決策は水道水使用率の向上である。

水道管の敷設には多大な経費を要している。その投資が無駄なものとならないよう、水道水使用率の向上に真摯に取り組まれたい。

（２）下水汚泥について、現在は、令和５年度から７年度までの長期委託契約を締結して処分しているとのことである。

下水汚泥にはリンが含まれる。リンは農作物栽培に必要な肥料の三要素のひとつで、世界的に価格が高騰するとともに、我が国はほぼ全量を輸入に頼っているため、長期・安定的な確保についての懸念が生じている。

そのため政府は、具体的な目標として、「食料安全保障強化政策大綱」において、２０３０年までに、下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を４０％まで拡大する旨を示している。

佐賀市・福岡市等においては、下水汚泥から回収したリンでの肥料製造が行われ、農業者に使用されている。

農業産出額が県内一位の農業都市である本市においても、下水汚泥中のリン回収・肥料化について検討し、肥料の供給不安リスクに対応する必要があるのではないか。下水汚泥の肥料化は、長期的には下水汚泥処理コストの低減が期待できるとともに、廃棄物を資源化できる取組である。

下水汚泥中のリン回収・肥料化について、下水汚泥処分の長期委託契約終了後、令和８年度以降の実施に向けて取組を進められることを望む。

監　査　結　果　報　告　（2）

第1　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第２項に規定に基づく監査

第2　監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	実施場所	日　　程	指摘事項件数	意見件数
高良内財産区	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象部局等の執務室	令和5年10月2日 ～令和6年1月31日	0	0

第3　監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和５年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4　監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。
監査対象の事務は、適正に執行されていた。

監　査　結　果　報　告　（3）

第1　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第２項に規定に基づく監査

第2　監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	実施場所	日　　程	指摘事項件数	意見件数
田主丸財産区	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象部局等の執務室	令和5年10月2日 ～令和6年1月31日	0	0

第3　監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和５年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4　監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。
監査対象の事務は、適正に執行されていた。